

部長	次長	課長	主幹	補佐	副主幹	係長	担当	起案	起案：令和 年 月 日
									決裁：令和 年 月 日
									発送：令和 年 月 日
									完結：令和 年 月 日

## 会 議 録

1. 会議名 : 令和元年度第1回木更津市国民保護協議会
2. 開催日時 : 令和元年8月28日(水)午後1時00分～2時00分
3. 開催場所 : 木更津市役所駅前庁舎8階 防災室・会議室
4. 出欠状況 : 出席23名、欠席4名(出席者氏名は別添のとおり)
5. 傍聴人数 : 0人
6. 会議資料 : 次第参照
7. 会議内容 : 以下のとおり

(司会 危機管理課 大岩)

定刻前ではございますが、本日出席予定の皆さまお揃いでございますので、ただ今より木更津市国民保護協議会を開催したいと思います。私は、議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきます。木更津市総務部危機管理課の大岩でございます。どうぞよろしくお願いいたします。会議開催に伴い、配布資料の確認をさせていただきたいと思っております。まず、本日の「次第」でございます。資料1として「木更津市国民保護計画改訂(案)の概要について」、資料2として「新旧対照表」、資料3として「木更津市国民保護協議会改訂(案)本文」、その他参考資料として木更津市国民保護協議会委員名簿、席次表、木更津市国民保護協議会条例を配布させていただいております。足りないもの等ございませんでしょうか。無いようでございますので、ただ今より、木更津市国民保護協議会委員委嘱状交付を行います。市長から委嘱状を交付させていただきますので、名前を呼ばれたら、その場でご起立願います。

— 委嘱状交付 —

(司会)

以上、21名の方に委嘱状を交付させていただきました。本日配布した資料に委員名簿を添えてございますので、改めてご確認いただけますようお願い申し上げます。続きまして、事務局を紹介させていただきます。木更津市総務部次長の伊藤でございます。

(事務局：総務部次長 伊藤)

総務部次長の伊藤です。よろしくお願いいたします。

(司会)

木更津市総務部危機管理課 課長の関口でございます。

(事務局：危機管理課長 関口)

課長の関口です。よろしくお願いします。

(司会)

防災計画係米澤でございます。

(事務局：危機管理課 米澤)

米澤です。よろしくお願いします。

(司会)

引き続き、令和元年度木更津市国民保護協議会を開会いたします。開会にあたり、本会議の会長であります、木更津市長渡辺芳邦よりご挨拶申し上げます。市長よろしくお願ひします。

(木更津市長 渡辺 芳邦)

皆様、こんにちは。木更津市 国民保護協議会の会長を務めます市長の渡辺でございます。開催に先立ち、一言ご挨拶申し上げます。本日は、公私共に大変お忙しい中、木更津市国民保護協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様方には、日頃から、本市の防災行政はもとより、市政各般にわたり、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本では、幸い、大きなテロ事件等は発生しておりませんが、テロは世界各地で発生しております。いよいよ来年に迫った 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、テロ対策の強化が必要となっております。また、北朝鮮のミサイル問題も含めた、外部からの武力攻撃や大規模テロが発生した場合に備えまして、市民の皆様方の生命、身体、財産を保護するための、十分な対策が必要であると考えているところでございます。

本市においては、平成16年の国民保護法の施行に伴い、平成19年3月に「木更津市国民保護計画」を策定いたしました。国の基本指針や災害対策基本法等の改正、また、千葉県の国民保護計画の変更等を受けまして、本市の国民保護計画の見直しを行う必要が生じたところでございます。本日は、この「木更津市国民保護計画(案)について」事務局からご説明させていただき、ご審議いただきます。委員の皆様方には、それぞれの見地から、忌憚のないご意見をいただきますとともに、本市の防災力向上へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。どうぞ よろしくお願ひいたします。

(司会)

ありがとうございました。それでは、議事に入らせていただきます。これからの進行につきましては、木更津市国民保護協議会条例第4条の規定に「会長が議長となる」となっておりますので、会長である渡辺市長に議長の職をお願いいたします。

それでは市長、お願いいたします。

(議長)

それでは、これから議長を務めさせていただきます。着座にて失礼いたします。お手元の資料によりまして議事を進めさせていただきます。

なお、本日の議案につきましては、事務局からの説明と説明に対する質疑応答とさせていただきますのでご了承くださるようお願いを申し上げます。

それでは、議案第1号の木更津市国民保護計画(案)について上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、事務局より木更津市国民保護計画(案)についてご説明させていただきます。資料1の木更津市国民保護計画修正(案)概要をご覧ください。左欄は国民保護計画、国民保護法(武力攻撃事態における国民保護のための措置に関する法律)制定に至る経緯、本計画の構成を記載しております。右欄は今回の改訂内容を記載しております。改めて本計画・法が制定された経緯ですが、平成13年9月11日には米国において同時多発テロ、ヨーロッパにおいても爆破テロ、日本においても地下鉄サリン事件などのテロの脅威と、平成13年12月18日には日本海において、九州南西域工作船事件、北朝鮮の工作船と交戦の末爆破、沈没した事件や、北朝鮮の弾道ミサイル発射実験などの他国からの脅威が高まっておりました。そのような世界・日本の情勢を受け、平成16年に法が制定され、法に基づき国民保護計画を平成19年3月に作成しました。本市においての改定は、作成以来初めてとなるものでございます。

右欄の主な修正内容をご説明します。基本方針等の変更に伴う事項、法改正・制度の廃止に伴う事項、市の組織改正等に伴う事項、市の現状数値等にあわせた事項となっております。順にご説明いたします。

まず、安否情報システム関係です。資料3の30ページをご覧ください。武力攻撃等により住民が避難した場合においては、家族等の安否を確認できるようにすることが重要です。国民保護法では、地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、避難住民及び死亡又は負傷した住民の安否に関する情報を収集・整理し、国民からの照会に対し、速やかに回答することとされています。

このため、安否情報システムは、地方公共団体の職員等が避難所や病院などで収集した安否情報を、パソコンを使って入力できるシステムです。平成20年4月から運用を

開始し、東日本大震災等においても使用されています。本計画案には安否情報の収集・整理・報告及び提供において、安否情報システムを利用することを明記しました。

つづいて、56ページをご覧ください。合同対策協議会との連携です。武力攻撃事態等の際に、国の現地対策本部長は情報交換及び相互協力のため必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催することとなっており、木更津市が出席し、相互に協力することを追加しました。

つづいて61ページをご覧ください。エムネット・Jアラート関係です。エムネットとは国と地方自治体が操法に緊急情報をやりとりするためのもので、情報はメールで伝達されます。行政専用(LGWAN)の回線のため、一般には提供されていません。地方自治体がメールを受信し、受信の内容を市ホームページ等で市民等にお知らせするものです。Jアラートとは、国がある緊急事態を覚知したときに、人口衛生を使って市町村の防災行政無線を自動起動させ住民に警報を瞬時に伝達するシステムです。エムネットと比べ、時間的に猶予がない緊急事態の発生を市民に伝え、迅速な避難行動を促すことを目的としています。以上2つの運用開始に伴い、運用方法等を明記するものでございます。

つづいて、66ページをご覧ください。大規模集客施設関係です。市は県から警報等の通知を受けたときに、迅速に警報の内容を大規模集客施設等に伝達する等の内容を追加いたしました。

つづきまして、38ページをご覧ください。薬事法の改正に伴う修正でございます。

平成26年11月25日付けで「薬事法」が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改正されたことに伴う修正でございます。

つづいて66ページをご覧ください。避難行動要支援者関係です。

災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者「災害時要援護者」を「要配慮者」へ、また「要配慮者」のうち避難時に特に支援が必要な者を、「避難行動要支援者」へ、また、「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられたことに伴い、関係部分を「要配慮者」、「避難行動要支援者」、「避難行動要支援者名簿」に修正するものです。

つづきまして、外国人登録制度の廃止に伴う修正でございます。外国人登録制度が廃止されたことに伴い、関係部分を削除するものでございます。

つづいて、市の組織改正等に伴う変更でございます。本市の組織改正等に伴い、「木更津市国民保護対策本部」の部の名称と分掌事務を修正するものです。

最後に市の現状に合わせた数値等の変更でございます。統計資料の時点修正等に伴い、数値を修正するものです。主な修正点は以上になります。

続きまして本計画の修正スケジュールについてでございますが、本協議会終了後、9月の木更津市議会にて修正案をお示し、皆さまへ意見照会を行った後に意見公募を実施いたします。意見公募終了後、千葉県へ修正案の協議を依頼し、11月下旬ごろに第2

回国民保護協議会を開催させていただく予定でございます。

以上が、今回の改訂点となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

(議長)

ただいま事務局からの説明が終わったところでございますが、ただいま報告にありましたように平成19年に作成された保護計画の改訂を行った部分に対しての報告をさせていただきました。改めて今回の修正点を加えて、9月末までの意見公募前に皆さまにご意見を頂戴したいと思います。その後、意見公募を改めてさせていただいた後に、県への協議後、改めてご意見をいただきたいと思います。その後に議会に報告し、公開したいと思います。大変量も多くなっておりますので、基本的な所等含めてご意見・ご質問をいただければと思います。よろしくお願いたします。

(関東農政局 桑原(代:森岡)氏)

意見はどのような形で提出すればよろしいでしょうか。

(事務局)

この後、委員の皆さまのところには、資料と回答様式をデータでお渡しする予定ですので、事務局にメール等でご提出いただければと思います。

(議長)

ほかにかがでしょうか。この計画自体が様々な機関との連携について記載しています。ぜひそれぞれの機関と関係ある箇所を改めてご確認いただきたいと思います。後日ご確認いただき、ご意見をいただければと思います。本会議については、質疑終局ということによろしいでしょうか。本議案について先ほど事務局が説明したスケジュールを進めさせていただくということについて、ご異議ございませんでしょうか。

— うなずき等による異議無しの表明あり —

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

本日の議案につきましては1件でございますが、その他といたしまして、この際でございますので、何なりと皆様から地域の防災についてのご意見等あれば、ご発言いただきたいと思います。その他よろしいですか。その他として、事務局から何かありますか。

それでは、議事を終了いたします。それではこれをもちまして議長の職をさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第1回木更津市国民保護協議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。